

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月17日 13時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市生月漁港南東方沖 生月港島防波堤A南灯台から真方位116°1,650m付近 (概位 北緯33°22.9′ 東経129°27.1′)
事故の概要	船種船名不詳の船舶は、航行中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成31年4月22日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 船種船名不詳 B ミニボート（船名なし） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 不明 B 操縦者B
負傷者	A 不明 B なし
損傷	A 不明 B 船尾トランサム及び船外機カバーの破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、航行中、B 船と衝突したが、航行を続けた。 B 船は、操縦者Bが1人で乗り組み、船外機を止めて釣りをしながら漂流中、左舷方約300～400mのところにB船に接近するA船を認めた。 B 船は、操縦者Bが、いずれA船がB船を避けてくれると思い、漂流を続けていたところ、A船が針路及び速力を変えずに接近するので船外機を始動しようとしたものの始動できず、A船に向かって大声を上げたが、左舷船尾部にA船の右舷船首部が衝突した。 B 船は、船外機が始動したので、自力で航行して発航地に戻った。 操縦者Bは、帰宅後、海上保安庁へ本事故の発生を通報した。 操縦者Bは、A船が小型の漁船かプレジャーボートではないかと思った。
分析	A 船は、A 船の操船者がB 船に向かって同じ速力で航行を続けたことから、B 船と衝突したものと考えられるが、A 船が特定されておらず、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B 船は、漂流中、操縦者Bが、A 船がB 船に向かって接近するのを

	<p>認められた際、いずれA船がB船を避けてくれると思いき、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、A船の操船者がB船に向かって同じ速力で航行を続け、また、操縦者Bが、いずれA船がB船を避けてくれると思いき、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中、他船と接近する際は、早期に衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 釣りをしている場合であっても、周囲の見張りをを行い、接近する他船を認めた場合は、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 事故が発生した場合、航行中であれば直ちに停船して救助等を行い、また、速やかに海上保安庁へ通報すること。